

議案第75号

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成21年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄の表中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄の表中下線が引かれた部分に変更する。

変 更 後	変 更 前
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～10 略		
11 ため池等整備事業		
1 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業	事業費の100分の14に相当する額。 ただし、 <u>北栄町桜池に係る県道部分の改修費を除く</u>	
2及び3 略		
12～18 略		

事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1～10 略		
11 ため池等整備事業		
1 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業	事業費の100分の14に相当する額。 ただし、 <u>平成4年度までに大規模の老朽ため池等整備事業として事業採択されたものについては、事業費の100分の11に相当する額</u>	
2及び3 略		
12～18 略		

備考

1 ~ 3 略

備考

1 ~ 3 略